

## 第2種共済制度の一部改正に関するQ & A

### Q1 なぜ地震災害の保障額を50%に引き下げたのですか？

A 主な理由は、【制度改正チラシ】の「改正理由」に記載のとおりです。

なお、民間の地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30～50%の範囲内で設定することになっており、最大5,000万円の限度額が設けられています。(例：1億円の火災保険の場合、地震保険は最大5,000万円)

また、現行の第2種共済制度の課題と対応について保険会社と協議を重ねる中で、第2種共済における地震災害の保障については、給付額を引き下げることが妥当との提案にも基づいて、50%に引き下げております。

### Q2 「政府と損害保険会社が共同で運営する地震保険」とは、どのような保険のことですか？

A 「地震保険に関する法律」に基づいて運営される公共性の高い保険のことであり、いわゆる「民間の地震保険」のことを指します。

なお、民間の地震保険は、地震保険単独での契約はできず、火災保険とセットで契約する必要があります。

### Q3 地震の査定区分を4区分に変更する理由を教えてください。

A 民間の地震保険の区分は、「地震保険損害認定基準」により4区分に統一されています。そのため、民間の地震保険の査定員（内山鑑定を含む）は4区分の査定に慣れております。このたび、第2種共済における地震災害の査定基準を「地震保険損害認定基準」に準じた4区分に変更することで、査定の効率化を図り、速やかに共済金を給付できるようにします。

(2026年1月1日から第2種共済制度の内容が一部変更されます)

**Q 4** 2025年4月1日に「任意加入」に加入しましたが、2026年1月1日から地震災害の給付額は下がりますか？

**A** 「任意加入」の給付額は下がりません。

「基礎加入」の給付額は下がります。

「任意加入」における地震災害の給付額は、保障発生日が2026年1月1日以降の寺院から順次引き下げとなるため、2025年4月1日に加入（保障発生日が2025年4月1日）の場合、2026年3月31日までの1年間は従来通りの給付額です。

なお、「基礎加入」における地震災害の給付額は、全寺院が2026年1月1日から引き下げになります。

※詳細は、以下の予定表（【制度改正チラシ】Q&Aの予定表）をご覧ください。

「地震災害に係る共済金給付額の算出に関する臨時措置条例」に基づく保障内容・期間について(予定を含む)																																								
年	2025												2026												2027												2028			
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4				
基礎加入	最大2,000万円(本堂1,400万円+庫裡600万円)												最大1,000万円(本堂700万円+庫裡300万円)																											
任意加入													2026年2月 A、B、C寺の所在地で地震災害が発生したと仮定																											
<b>A</b> 寺	2025.10.1 ~2026.9.30												最大1口1,000万円×10口=1億円						最大1口500万円×10口=5,000万円						加入保障期間内に新制度に切り替わり															
													最大給付額=1億1,000万円(基礎加入1,000万円+任意加入1億円)																											
<b>B</b> 寺	2025.12.31 ~2026.12.30												最大1口1,000万円×10口=1億円						最大1口500万円×10口=5,000万円						加入保障期間内に新制度に切り替わり															
													最大給付額=1億1,000万円(基礎加入1,000万円+任意加入1億円)																											
<b>C</b> 寺	2026.1.1 ~2027.12.31												最大1口500万円×10口=5,000万円						最大1口500万円×10口=5,000万円																					
													最大給付額=6,000万円(基礎加入1,000万円+任意加入5,000万円)																											
宗務審議会「新たな復興共済検討委員会」から答申提出予定													【凡例】 □ 枠内は現行制度 □ 枠内は地震半額制度 □ 枠内は新共済制度(予定)																											

以上